

原則3 企業行動—法律の文言以上に信頼の精神を

企業秘密の保持の正当性を受け入れる一方、裏表がなく、率直で、真実を語り、約束を遵守し、透明であることが、企業自らの信用と安定のみならず、商取引、特に国際的な取引の円滑化と効率化に役立つことを認識しなければならない。

原則4 ルールの尊重

貿易摩擦の防止と、より自由な貿易、平等な競争条件、あらゆる関係者の公正かつ公平な処遇を促進するために、企業は国際的並びに国内のルールの両方を尊重しなければならない。さらに、企業行動の如何によっては、たとえそれが合法的ではあっても好ましくない結果をもたらすことがあることを認識すべきである。

原則5 貿易自由化の推進

企業は、WTO(世界貿易機関)、その他国際協定に基づく多角的貿易体制を支えていかなければならない。企業はまた自国の政策目標を尊重しつつも、漸進的で適正な貿易自由化の推進と、世界貿易を不当に妨げる国内規制の緩和の促進に協力すべきである。

原則6 環境への配慮

企業は、環境を保全、改善することによって、持続可能な経済発展を推進し、天然資源の浪費を防止しなければならない。

原則7 不正行為の防止

企業は贈収賄やマネーロンダリング(不正資金浄化)、その他の不正行為に関与したり、それらを看過することがあってはならない。さらに付言するならば、企業はそうした行為を排除するために関係者と積極的に協力すべきである。テロ行為や麻薬取引、その他組織的犯罪に利用される武器等の取引を行ってはならない。

2) 従業員

私たちは、従業員一人ひとりの尊厳と、従業員の利害を真剣に考慮することの重要性を確信する。そのため、私たちは以下の責任を有する。

- 仕事と報酬を提供し、働く人々の生活条件の改善に資する。
- 一人ひとりの従業員の健康と品格を保つことのできる職場環境を提供する。
- 従業員とのコミュニケーションにおいては誠実を旨とし、法的及び競争上の制約を受けない限り情報を公開してそれを共有するよう努める。
- 従業員の提案やアイデア、要請、不満に耳を傾け、可能な限りそれらを採用する。
- 対立が生じた際には誠実に交渉を行う。
- 性別、年齢、人種、宗教などに関する差別的な行為を防止し、処遇と機会の均等を保証する。
- 障害者の人々を真に役立つことのできる職場で雇用するよう努める。
- 従業員を職場において防ぎうる傷害や病気から守る。
- 適切で他所でも使用できる技能や知識を従業員が習得するよう奨励し支援する。
- 企業の決定によってはしばしば生じる深刻な失業問題に注意を払い、政府並びに被雇用者団体
その他関連機関並びに他の企業と協力して混乱を避けるよう対処する。